

改正後

改正前

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名					
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構造又は区分	④					
	細 目	⑤					
取得年月日		⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
事業の用に供した年月日		⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額		⑧		円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 (⑧の合計)		⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬	円
同上のうち移転型計画に係る額		⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
税額控除限度額 ((⑨-⑩) × 4 / 100 + ⑪ × 7 / 100)		⑪			所得税額超過構成額	⑮	
調整前事業所得税額		⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯	
建 物 等 の 概 要							

(平成27年分以降用)

(平成 年分)		氏名					
地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構造又は区分	④					
	細 目	⑤					
取得年月日		⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
事業の用に供した年月日		⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額		⑧		円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 (⑧のうち拡充型計画に係る額の合計額)		⑨		円	税額控除限度額 (⑪+⑫+⑮+⑯)	⑩	円
同上のうち①が指法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額		⑩			調整前事業所得税額	⑪	
控 除 対 象 額	特 定 期 間 分 (⑩ × 4 / 100)	⑪			本年税額基準額 (⑪ × 20 / 100)	⑫	
	特定期間以外の期間分 ((⑩-⑪) × 2 / 100)	⑫					
取得価額の合計額 (⑧のうち移転型計画に係る額の合計額)		⑬			本年税額控除可能額 (⑪と⑫のうち少ない金額)	⑭	
同上のうち①が指法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額		⑭			所得税額超過構成額	⑮	
控 除 対 象 額	特 定 期 間 分 (⑭ × 7 / 100)	⑮			所得税額の特別控除額 (⑭-⑮)	⑯	
	特定期間以外の期間分 ((⑭-⑮) × 4 / 100)	⑯					
建 物 等 の 概 要							

(平成27年分以降用)

改正後

改正前

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項（平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。
 - ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
 - ・「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- (2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii (\ast 2)}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii (\ast 2)}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の4第3項及び平成27年措法等改正法附則第60条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の4第3項及び平成27年措法等改正法附則第60条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(5) 「⑤」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑤」欄のBの金額を記載します。

(4) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

(5) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2、旧措法第10条の4の2

3 根拠条文

措法第10条の4

改正後

改正前

個⑥061-2 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【裏面】

個⑥061-2 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【裏面】

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「⑤」欄は、「②-③」が零である場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「⑤」欄は、「②-③」が零である場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条の5第1項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「⑪」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者（旧措法第10条第6項4号に規定する中小事業者をいいます。）である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

(3) 「⑪」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者（措法第10条第6項4号に規定する中小事業者をいいます。）である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前旧措法第10条の5第4項に定める「中小企業者」に読み替えて使用します。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を旧措法第10条の5第4項に定める「中小企業者」に読み替えて使用します。

(4) 「⑫」欄は、「⑤」欄が0.1以上である場合又は「②-③」が零である場合にあっては「20万円又は」を抹消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を抹消します。

(4) 「⑫」欄は、「⑤」欄が0.1以上である場合又は「②-③」が零である場合にあっては「20万円又は」を抹消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を抹消します。

(5) 「基準年」欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(5) 「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(6) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、旧措法10条の5第4項第10号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(6) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第4項第10号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑬」欄の欄中「②-⑫」とあり、「⑭」欄の欄中「②-⑫-⑬」とあるのは、それぞれ「②-⑫-『地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』⑬」欄、「②-⑫-⑬-『地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』⑬」欄として記載します。

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑬」欄の欄中「②-⑫」とあり、「⑭」欄の欄中「②-⑫-⑬」とあるのは、それぞれ「②-⑫-『地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』⑬」欄、「②-⑫-⑬-『地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』⑬」欄として記載します。

(8) 「⑬」欄、「⑭」欄及び「⑮」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄、「⑮」欄及び「⑯」欄のBの金額を記載します。

(8) 「⑬」欄、「⑭」欄及び「⑮」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄、「⑮」欄及び「⑯」欄のBの金額を記載します。

(9) 「⑯」欄は、支給する給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、これを除きます。

(9) 「⑯」欄は、支給する給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、これを除きます。

(10) 「⑰」欄は、適用年の12月31日において高齢雇用者に該当する者についての給与等支給額がある場合には、これを除きます。

(10) 「⑰」欄は、適用年の12月31日において高齢雇用者に該当する者についての給与等支給額がある場合には、これを除きます。

(11) 「②-③」が零である場合には、「⑱」欄の欄中「⑱×⑲+ (⑱×⑲×⑳/100)」とあるのは、「⑱×⑲+ (⑱×⑲×⑳/100)」として記載します。

(11) 「②-③」が零である場合には、「⑱」欄の欄中「⑱×⑲+ (⑱×⑲×⑳/100)」とあるのは、「⑱×⑲+ (⑱×⑲×⑳/100)」として記載します。

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成28年改正法附則60

措法第10条の5

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用) 【表面】

(新設)

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
基準雇用者数	① (マイナスの場合は0) 人	本	調整基準雇用者数 (①-③) ④ (マイナスの場合は0) 人
基準雇用者割合	②	年	控除対象特定地域基準雇用者数 (⑤と⑥のうち少ない数) ⑩
給与等支給額	③ 円	税	税額控除限度額 (40万円×⑧) (②<0.1の場合又は③<④の場合は0) ⑪ 円
比較給与等支給額	④	控	調整前事業所得税額 ⑫
特定地域基準雇用者数の計算	⑤ 適用年の12月31日において勤務する特定地域新規雇用者数	除	本年税額基準額 (⑫ × $\frac{10}{100}$ 又は 20) ⑬
	⑥ 同上のうち、特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数	の	本年税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額) ⑭
	⑦ みなし基準雇用者数	計	所得税額超過構成額 ⑮
	⑧ 特定地域基準雇用者数 (⑤-⑥)と⑦のうち少ない数	算	本年税額控除額 (⑬-⑮) ⑯
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項			
認定年月日	平・・	事業実施地域	
地方事業所税額控除限度額に係る計算		地方事業所特別税額控除限度額に係る計算	
計画の区分	拡充型・移転型	基準年	平成 年
地方事業所基準雇用者数 (付表「4の④」)	⑰ (マイナスの場合は0) 人	適	平成 年 ⑲ 人
控除対象地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)	⑱	用	平成 年 ⑳
地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×⑱ (⑱<④の場合は0)	⑲	年	平成 年 ㉑
本年税額基準額 ($⑲ \times \frac{30}{100}$)	㉒	本	地方事業所特別基準雇用者数 (㉓+㉔+㉕) ㉖
差引本年税額基準額残額 (㉒-⑲)	㉓	年	地方事業所特別税額控除限度額 (30万円×㉖) ㉗ 円
本年税額控除可能額 (㉓と㉔のうち少ない金額)	㉔	税	差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔-㉕) ㉘
所得税額超過構成額	㉕	除	本年税額控除可能額 (㉗と㉘のうち少ない金額) ㉙
本年税額控除額 (㉔-㉕)	㉚	の	所得税額超過構成額 ㉚
		計	本年税額控除額 (㉙-㉚) ㉛
		算	所得税額の特別控除額 (㉛+㉜+㉝) ㉜

(平成29年分以降用)

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用) 【裏面】

(新設)

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。)第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表)』(以下「付表」といいます。)の「4の①」欄の数を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した割合を記載します。ただし、「(付表「2の①」) - (付表「3の①」)」が零である場合には、記載を要しません。

$$\frac{\text{①}}{\text{付表「2の①」} - \text{付表「3の①」}}$$

(3) 「③」欄には、付表「⑦」欄の額を記載します。

(4) 「④」欄には、付表「⑩」欄の額を記載します。

(5) 「⑦」欄は、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{付表「4の②」} - \text{付表「4の③」}$$

(6) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額(※1)} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{I} + \text{II}(※2)}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所得税法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(7) 「⑤」欄は、適用年の1月1日において地域雇用開発促進法第7条(地域雇用開発のための助成及び援助)に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所(以下「特定地域事業所」といいます。)において適用年に新たに雇用された旧措法第10条の5第4項第5号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年の12月31日において特定地域事業所に勤務するもの(以下「特定地域新規雇用者」といいます。)の数を記載します。

(8) 「⑥」欄は、特定地域新規雇用者のうち旧措法第10条の5第2項の規定の適用に係る同条第4項第6号に規定する特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

(9) 「⑧」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者(旧措法第10条第6項4号に規定する中小事業者をいいます。)である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

(10) 「⑨」欄は、「②」欄が0.1以上である場合又は「(付表「2の①」) - (付表「3の①」)」が零である場合は「20万円又は」を抹消し、その他の場合は「又は50万円」を抹消します。

(11) 「基準年」欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(12) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、旧措法10条の5第4項第11号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(13) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑭」欄の欄中「⑭-⑩」とあり、「⑭」欄の欄中「⑭-⑩-⑫」とあるのは、それぞれ「⑭-⑩」-『地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「⑭」欄、「⑭-⑩-⑫」-『地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「⑭」欄として記載します。

(14) 「⑮」欄、「⑯」欄及び「⑰」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄、「⑯」欄及び「⑰」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成29年改正法則則47

改正後

改正前

個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【表面】

(新設)

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

氏名 _____

基準雇用者数等の計算に関する明細					
		適用年の12月31日 における雇用者の数	適用年の前年の12月31日 における雇用者の数	「2」のうち適用年の12月31日 において高年齢雇用者に 該当する者の数	基準雇用者数 〔「1」-〔「2」-「3」〕〕
		1	2	3	4
全 体	①	人	人	人	人
適用年の1月1日において 同意雇用開発促進地域内 に所在する事業所	②				
②のうち特定業務施設 に該当する事業所	③				
特定業務施設	④	内	内	内	
給与等支給額の計算に関する明細					
適用年における給与等の支給額				⑤	円
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額				⑥	
給 与 等 支 給 額 (⑤-⑥)				⑦	
比較給与等支給額の計算に関する明細					
適用年の前年分	給与等の支給額	⑨のうち適用年の 12月31日において 高年齢雇用者に該当する者 に係る金額	差 引 (⑨-⑩)	1 2 事業を営んでいた期間の月数	改訂給与等の支給額 (⑪×⑫)
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
平成 年 分	円	円	円	1 2	円
比 較 給 与 等 支 給 額 (⑬+ (⑬×本表②) × $\frac{30}{100}$)					⑭

改正後

改正前

個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【裏面】

(新設)

基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「②」の各欄には、適用年の1月1日における地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事務所（以下「特定地域事務所」といいます。）において、適用年に新たに雇用された旧措法第10条の5第4項第5号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、当該適用年の12月31日において特定地域事務所に勤務するものの数を記載します。

(2) 「③」には、「②」欄のうち旧措法第10条の5第2項の適用を受ける場合に、同条第4項第6号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）に該当するものに係る数を記載します。

(3) 「1の④」、「2の④」及び「3の④」の各欄の内書には、特定業務施設のうち旧措法第10条の5第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数を記載します。

なお、「4の④」欄の記載に当たっては、内書した数を「1の④」、「2の④」及び「3の④」から控除して計算します。

(4) 「2の①」-「3の①」が零である場合には、「⑩」欄中「比較給与等支給額 ⑩+ (⑩+本表②) × $\frac{30}{100}$ 」となるのは「比較給与等支給額 ⑩+ (⑩× $\frac{30}{100}$)」として記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成29年改正法附則47

改正後

改正前

個⑥062 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥062 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(平成27年改正前の)所法95）及び（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定中小事業者」を「特定中小企業者」に、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の5の3第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定中小事業者」を「特定中小企業者」に、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の5の3第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑩」欄は、「⑨」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項及び平成29年改正前の措法第10条の3第6項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑩」欄の金額及び「⑨」欄の金額を控除した後の金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑭」欄は、「⑬」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の3第4項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑩」欄の金額、「⑭」欄の金額及び「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑩」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉑」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（(旧)震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄に記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- ㉒ 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

- (5) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉑」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（(旧)震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄に記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (8) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の2、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63、平成29年改正法附則46

3 根拠条文

措法第10条の5の2、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63条

改正後

改正前

個⑥062-1 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の
 所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(新設)

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

事業種目	①				
資産	種類	②			
	設備等の種類又は区分	③			
産	細目	④			
	取得年月日	⑤	平・・	平・・	平・・
区	取得年月日	⑤	平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平・・	平・・	平・・
分	取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円		差引本年税額 基準額残額 (⑧ - ⑫)	円
税額控除限度額 (⑧ × 10 / 100)	⑨		前年繰越分	繰越税額控除限度 超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑬
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮
本年税額基準額 (⑩ × 20 / 100)	⑪			所得税額超過構成額	⑯
本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑮ - ⑯)	⑰
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑰ + ⑱)	⑲
本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭				
翌年繰越税額控除限度超過額の計算					
年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑲ - ⑳)		
平成 年分 (前年分)	⑲ 円	⑳ (⑲の金額) 円	㉑		
本年分	(㉑の金額)	(⑳の金額)	外	円	
合計					
機械設備等の概要					

⑥062-1 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

(新設)

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「㉒」欄、「㉓」欄及び「㉔」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数者令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「㉕」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「㉖」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「㉗」欄には、「㉖」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の5の2第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㉒」欄の金額、「㉓」欄の金額及び『特定中小事業者が経営改善設備を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㉒」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (5) 「㉘」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉒」欄の金額を記載します。
- (6) 「㉙」欄は、「㉗」欄の金額から「㉘」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の3第4項並びに同法第10条の5の2第3項及び同条第4項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㉒」欄の金額、「㉓」欄の金額及び「㉔」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㉒」欄の金額及び「㉘」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (7) 「㉚」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉒」欄の金額を記載します。
- (8) 「㉛」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。
- (9) 「機会設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の3、平成29年改正法附則46条

改正後

個⑥064 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条の5の4に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「⑧」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の増加促進割合未満である場合には、「0」と記載します。

イ 平成26年分又は平成27年分 0.02
ロ 平成28年分 0.03

(2) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額}(\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}}(\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前旧措法第10条の5の4第1項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「⑩」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前旧措法第10条の5の4第1項に定める「中小企業者」に読み替えて使用します。

(4) 「⑪」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。

(5) 平成28年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の6の3第6項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「⑫」欄には「1」と記載します。

(6) 「⑬」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、旧措令第5条の6の3第6項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

(7) 「⑭」欄の「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑮）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（⑬× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

イ 旧措法第10条の5の3第2項第4号ロに掲げる場合
ロ 旧措令第5条の6の3第6項第2号又は第3号に掲げる場合

なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑭」欄は、「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑮× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

(8) 旧措令第5条の6の3第9項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「⑮」欄のA及び「⑯」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第11項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「⑮」欄のBには「1」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の3、平成27年改正前旧措法第10条の5の4

改正前

個⑥064 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「⑧」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の増加促進割合未満である場合には、「0」と記載します。

イ 平成26年分又は平成27年分 0.02
ロ 平成28年分 0.03
ハ 平成29年分 0.04（中小事業者である場合は、0.03）
ニ 平成30年分 0.05（中小事業者である場合は、0.03）

(2) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額}(\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}}(\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の5の4第1項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「⑩」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を旧措法第10条の5の4第1項に定める「中小企業者」に読み替えて使用します。

(4) 「⑪」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。

(5) 租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第5条の6の3第6項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「⑫」欄には「1」と記載します。

(6) 「⑬」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、措令第5条の6の3第6項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

(7) 「⑭」欄の「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑮）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（⑬× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

イ 措法第10条の5の3第2項第4号ロに掲げる場合
ロ 措令第5条の6の3第6項第2号又は第3号に掲げる場合

なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑭」欄は、「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑮× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

(8) 措令第5条の6の3第9項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「⑮」欄のA及び「⑯」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第11項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「⑮」欄のBには「1」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の3、旧措法第10条の5の4

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【表面】

(新設)

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名 _____						
雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 増 加 額 の 計 算	雇用者給与等支給額	①	円	所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 (⑨× $\frac{10}{100}$)	⑩	円	
	基準雇用者給与等支給額 (⑬)	②			調整前事業所得税額	⑪		
	雇用者給与等支給増加額 (①-②)	③	(赤字のときは0)		本年税額基準額 (⑬× $\frac{10}{100}$ 又は20)	⑫		
	雇用者給与等支給増加割合 ($\frac{③}{②}$)	④			本年税額控除可能額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬		
	比較雇用者給与等支給額 (⑭)	⑤	円		所得税額超過構成額	⑭		
	平均給与等支給額 (⑭のA)	⑥			所得税額の特別控除額 (⑬-⑭)	⑮		
	比較平均給与等支給額 (⑭のB)	⑦						
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表「⑦」)	⑧			/			
	雇用者給与等支給増加額 (③-⑧)	⑨	(赤字のときは0)					
基準雇用者給与等支給額の計算								
基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑮の月数}$		基準雇用者給与等支給額 (⑬×⑮)				
⑮	⑯	⑰		⑱				
平成 年分	円	12		円				
比較雇用者給与等支給額の計算								
適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑲の月数}$		比較雇用者給与等支給額 (⑭×⑲)				
⑲	⑳	㉑		㉒				
平成 年分	円	12		円				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算								
/		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算				
		適用年		適用年の前年				
		A		B				
雇用者給与等支給額	⑳	(①の金額)	円	(⑭の金額)	㉓	円		
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	㉔							
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	㉕							
継続雇用者給与等支給額 (㉔-㉕)	㉖							
月別支給対象者の合計数	㉗		人			人		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ($\frac{㉖}{㉗}$)	㉘		円			円		

(平成29年分以降用)

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【裏面】

(新設)

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成29年旧措法10の5の3」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「⑧」欄は、旧措法第10条の5の3第1項の規定の適用を受ける年において、同法第10条の5の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、該当する場合、当該欄には『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑦」欄の額を記載します。

(2) 「⑩」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の増加促進割合未満である場合には、「0」と記載します。

イ 平成29年分 0.04（中小事業者である場合は、0.03）

ロ 平成30年分 0.05（中小事業者である場合は、0.03）

(3) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(4) 「⑫」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

(5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(6) 平成29年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の6の3第9項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「⑫」欄には「1」と記載します。

(7) 「⑭」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、旧措令第5条の6の3第9項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

(8) 「⑮」欄の「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑭）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（⑬× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

イ 旧措法第10条の5の3第2項第4号ロに掲げる場合

ロ 旧措令第5条の6の3第9項第2号又は第3号に掲げる場合

なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑮」欄は、「基準雇用者給与等支給額（⑬×⑭× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

(9) 旧措令第5条の6の3第12項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「⑯」欄のA及び「⑰」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「⑰」欄のBには「1」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の3、平成29年改正法附則48

個⑥064-2 雇⽤者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）

（新設）

【表面】

雇⽤者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）

（平成 年分）

氏名

雇⽤者給与等支給額	①	円	雇⽤者給与等支給増加重複基準額 $(\frac{①}{②} \times (③+④))$	⑤	円			
適⽤年の12月31日における雇⽤者数	②	人	過年度雇⽤者給与等支給 増加重複基準額（⑮の計）	⑥				
控除対象特定地域基準雇⽤者数	③		雇⽤者給与等支給増加重複控除額 $((⑤+⑥) \times \frac{30}{100})$	⑦				
控除対象地方事業所基準雇⽤者数	④							
過年度雇⽤者給与等支給増加重複基準額の計算								
年分	雇⽤者給与 等支給額	特定年の 12月31日に おける 雇⽤者の数	平均給与 等支給額 $(\frac{⑨}{⑩})$	控除対象 地方事業所 基準雇⽤者数	移転型計画に係る 特定業務施設 のみで計算し た地方事業所 基準雇⽤者数	過年度 重複控除 基準雇⽤者数 (⑬と⑭のう ち少ない数)	過年度 雇⽤者給与等 支給増加 重複基準額 (⑪×⑬)	
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
特 定 年	平成 年分	円	人	円	人	人	人	円
	平成 年分							
計								

改正後

改正前

個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）（新設）

【裏面】

雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の「①」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）」の「1の①」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄には、「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（以下「旧措法10の5に係る明細書」といいます。）」の「⑩」欄の数を記載します。
- (4) 「④」欄には、旧措法10の5に係る明細書の「⑪」欄の数を記載します。
- (5) 「過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、旧措法第10条の5の3第1項の規定の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）において、同法第10条の5第3項の規定の適用を受けない場合には、記載は不要です。
- (6) 適用年の前年又は前々年において、旧措法10条の5第2項の規定の適用を受けた場合における当該規定の適用を受けた年（以下「特定年」といいます。）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、当該特定年に係る「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{当該特定年の「①」の額} \times \frac{12}{\text{特定年において事業を営んでいた期間の月数}}$$

- (7) 「⑬」欄には、旧措法10の5に係る明細書の「適用年」の各欄に記載した数のうち、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受けた特定年に係る同条第4項第6号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。
- (8) 「⑭」欄の数がマイナスになる場合は、当該数に代えて「0」を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の3、旧措法第10条の5、平成29年改正法附則48

改正後

改正前

個⑥065 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥065 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第5項及び第6項又は平成27年改正前の措法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第5項及び第6項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成28年旧措法10の5の4」と記載してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「④」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「④」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前旧措法第10条の5の5第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の5の5第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (4) 「⑥」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「②」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。
- (6) 特定期間は平成28年3月31日までに取得した場合、特定期間以外の期間は平成29年3月31日までに取得した場合に適用を受けることができます。

- (4) 「⑥」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「②」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。
- (6) 特定期間は平成28年3月31日までに取得した場合、特定期間以外の期間は平成29年3月31日までに取得した場合に適用を受けることができます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4、平成27年改正前旧措法第10条の5の5

3 根拠条文

措法第10条の5の4、旧措法第10条の5の5

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成29年分)

氏名 _____

(平成28年分)

氏名 _____

所得税額超過額の計算			
本年税額控除可能額 ① (②のA) 円		所得税額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額) ④ 円	
本年分の調整前事業所得税額 ②		所得税額超過額 (①-④) ⑤	
本年税額基準額 (②× $\frac{90}{100}$) ③			
所得税額超過構成額の明細			
指法第10条の6第1項各号の該当号	年分	本年税額控除可能額 A	所得税額超過構成額 B
第1号又は第2号	本年分		円
第3号	本年分		
第4号	本年分		
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑨
	本年分		⑩
第6号	前年繰越分	平成 年分	⑪
	本年分		⑫ 生産性以外 ⑬ 生産性
第6号の2	本年分		⑭
第7号	本年分		⑮
第8号	本年分		⑯
			⑰
			⑱
第9号	前年繰越分	平成 年分	⑲
	本年分		⑳
第10号	前年繰越分	平成 年分	㉑
	本年分		㉒
第11号	本年分		㉓
第12号	前年繰越分	平成 年分	㉔
		平成 年分	㉕
		平成 年分	㉖
		平成 年分	㉗
	計		㉘
本年分			㉙
震災特別法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成 年分	㉚
		平成 年分	㉛
		平成 年分	㉜
	計		㉝
本年分			㉞
震災特別法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉟
合計			(⑤の金額)

所得税額超過額の計算			
本年税額控除可能額 ① (②のA) 円		所得税額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額) ④ 円	
本年分の調整前事業所得税額 ②		所得税額超過額 (①-④) ⑤	
本年税額基準額 (②× $\frac{90}{100}$) ③			
所得税額超過構成額の明細			
指法第10条の6第1項各号の該当号	年分	本年税額控除可能額 A	所得税額超過構成額 B
第1号又は第2号	本年分		円
第2号の2	本年分		
第3号	本年分		
第4号	前年繰越分	平成 年分	⑨
	本年分		⑩
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑪
	本年分		⑫ 生産性以外 ⑬ 生産性
第5号の2	本年分		⑭
第6号	本年分		⑮
			⑯
			⑰
第7号	前年繰越分	平成 年分	⑱
第8号	本年分		⑲
	本年分		⑳
第9号	本年分		㉑
第10号	前年繰越分	平成 年分	㉒
		平成 年分	㉓
		平成 年分	㉔
		平成 年分	㉕
	計		㉖
本年分			㉗
震災特別法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成 年分	㉘
		平成 年分	㉙
		平成 年分	㉚
	計		㉛
本年分			㉜
震災特別法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉝
合計			(⑤の金額)

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑦ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑧ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ⑨ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑩ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑪ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ⑫ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ⑬ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
 - ⑭ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
 - ⑮ 「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額
 - ⑯ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
 - ⑰ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
 - ⑱ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
 - ⑲ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
 - ⑳ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
 - ㉑ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額
 - ㉒ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉝欄の金額
 - ㉓ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉞欄の金額
 - ㉔ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉟欄の金額
 - ㉕ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊱欄の金額
 - ㉖ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊲欄の金額
 - ㉗ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊳欄の金額
 - ㉘ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊴欄の金額

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑦ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑧ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ⑨ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑩ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑪ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ⑫ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ⑬ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
 - ⑭ 「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
 - ⑮ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
 - ⑯ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
 - ⑰ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
 - ⑱ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
 - ⑲ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
 - ⑳ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額
 - ㉑ 「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉝欄の金額
 - ㉒ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉞欄の金額
 - ㉓ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉟欄の金額
 - ㉔ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊲欄の金額
 - ㉕ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊳欄の金額
 - ㉖ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊴欄の金額

2 提出先
納税地の所轄税務署長

2 提出先
納税地の所轄税務署長

3 根拠条文
措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

3 根拠条文
措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

改正後

改正前

個⑥070 金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書【表面】

個⑥070 金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書【表面】

金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

特定施設の所在地及びその種類	①	()
積立限度額 本年中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に 積み立てた鉱害防止積立金の金額	②	
積立限度額 の計算 (② × $\frac{100 \text{又は} 80}{100}$)	③	
本年積立準備金の額 (③以下の金額)	④	
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額	⑤
	本年中において総収入金額に算入すべき金額	⑥
	本年積立額 (④)	⑦
	翌年繰越額 (⑤ - ⑥ + ⑦)	⑧

金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

特定施設の所在地及びその種類	①	()
積立限度額 当該特定施設に係る鉱害防止積立金として 鉱山保安監督部長から通知を受けた額	②	
積立限度額 の計算 (②のうち鉱害防止積立金として支出した額)	③	
本年積立準備金の額 (③以下の金額)	④	
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額	⑤
	本年中において総収入金額に算入すべき金額	⑥
	本年積立額 (④)	⑦
	翌年繰越額 (⑤ - ⑥ + ⑦)	⑧

改正後	改正前
<p data-bbox="152 148 947 180">個⑥070 金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="423 236 810 260">金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書</p> <p data-bbox="208 343 1025 432">この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条及び平成28年改正前の措法（以下「平成28年改正前旧措法」といいます。）第20条の規定による金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p data-bbox="226 448 999 469">この明細書は、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="215 517 315 537">1 記載要領</p> <p data-bbox="226 552 1003 608">(1) 「①」欄には、特定施設の所在地を記載するとともに、（ ）内に「坑道」、「捨石の集積場」、「鉱さいの集積場」の別を記載します。</p> <p data-bbox="237 624 1025 713">(注) 「特定施設」とは、「金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）」をいいます。</p> <p data-bbox="226 727 1014 783">(2) 「③」欄は、平成29年分以後について申告する場合には「100又は」を抹消し、平成28年分以前について申告する場合には「又は80」を抹消します。</p> <p data-bbox="226 798 786 818">(3) 「⑤」欄には、前年分のこの明細書の「⑧」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="226 833 1025 922">(4) 「⑥」欄には、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第9条の規定により積立金の取戻しをしたこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p data-bbox="215 970 297 991">2 提出先</p> <p data-bbox="241 1007 454 1027">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="215 1075 315 1096">3 根拠条文</p> <p data-bbox="230 1112 1025 1168">旧措法第20条、平成28年改正前旧措法第20条、平成15年改正措法附則第73条第1項、平成15年改正前の措法第20条の3</p>	<p data-bbox="1131 148 1921 180">個⑥070 金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1402 236 1789 260">金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書</p> <p data-bbox="1211 308 2007 363">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の規定による金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p data-bbox="1229 363 1917 384">この明細書は、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1218 424 1312 445">1 記載要領</p> <p data-bbox="1229 451 2007 507">(1) 「①」欄には、特定施設の所在地を記載するとともに、（ ）内に「坑道」、「捨石の集積場」、「鉱さいの集積場」の別を記載します。</p> <p data-bbox="1252 507 2007 588">(注) 「特定施設」とは、「金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）」をいいます。</p> <p data-bbox="1229 596 2007 652">(2) 「③」欄には、鉱山保安監督部長から受けた鉱害防止積立金に係る通知に基づき現実に支出した額を記載します。</p> <p data-bbox="1229 659 1731 679">(3) 「⑤」欄には、前年分のこの明細書の「⑧」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1229 686 2007 767">(4) 「⑥」欄には、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第9条の規定により積立金の取戻しをしたこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p data-bbox="1218 775 1294 796">2 提出先</p> <p data-bbox="1245 802 1435 823">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1218 831 1312 852">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1245 858 1832 879">措法第20条、平成15年改正措法附則第73条第1項、平成15年改正前の措法第20条の3</p>

改正後

改正前

個⑥072 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書【裏面】

個⑥072 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書【裏面】

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第28条の2の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の3の3に規定する債務処理計画に基づき、その有する債務の免除を受けた場合において、減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第28条の2の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の3の2に規定する債務処理計画に基づき、その有する債務の免除を受けた場合において、減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書及び債務処理計画に関する書類については、この特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書及び債務処理計画に関する書類については、この特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2第1項の規定を受ける場合には、措法第28条の2の2又は震災特例法第11条の3の3の規定を適用することはできませんので、ご注意ください。

なお、当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2第1項の規定を受ける場合には、措法第28条の2の2又は震災特例法第11条の3の2の規定を適用することはできませんので、ご注意ください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、債務の免除を受けた金額を書いてください。
- (2) 「⑤」欄は、該当する資産を○で囲んでください。
- (3) 「⑥」欄には、資産の区分に応じて次の金額を書いてください。

- (1) 「②」欄には、債務の免除を受けた金額を書いてください。
- (2) 「⑤」欄は、該当する資産を○で囲んでください。
- (3) 「⑥」欄には、資産の区分に応じて次の金額を書いてください。

イ 減価償却資産 …… 債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があったものとみなして所法第38条第2項の規定（その減価償却資産が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第61条第3項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 減価償却資産 …… 債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があったものとみなして所法第38条第2項の規定（その減価償却資産が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第61条第3項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額

ロ 繰延資産 …… その繰延資産の額からその償却費として所法第50条の規定により債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下「事業所得等」といいます。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

ロ 繰延資産 …… その繰延資産の額からその償却費として所法第50条の規定により債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下「事業所得等」といいます。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

ハ 繰延消費税額等 …… その繰延消費税額等のうち既に所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第3項又は第4項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を当該繰延消費税額等から控除した金額

ハ 繰延消費税額等 …… その繰延消費税額等のうち既に所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第3項又は第4項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を当該繰延消費税額等から控除した金額

なお、この特例の適用を受けた方が、次の①から③の計算をする場合、措法第28条の2の2第1項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、その有する債務の免除を受けた日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に所令第182条の2第3項若しくは第4項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすこととなりますのでご注意ください。

なお、この特例の適用を受けた方が、次の①から③の計算をする場合、措法第28条の2の2第1項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、その有する債務の免除を受けた日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に所令第182条の2第3項若しくは第4項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすこととなりますのでご注意ください。

- ① 減価償却資産又は繰延資産につき所法第49条第1項又は第50条第1項の規定により措法第28条の2の2第1項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算する。
- ② 繰延消費税額等につき所令第182条の2第4項の規定によりその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。
- ③ 措法第28条の2の2第1項に規定する対象資産につきその有する債務の免除を受けた日以後譲渡（所法第33条第1項の譲渡をいいます。）、相続、遺贈又は贈与があった場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

- ① 減価償却資産又は繰延資産につき所法第49条第1項又は第50条第1項の規定により措法第28条の2の2第1項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算する。
- ② 繰延消費税額等につき所令第182条の2第4項の規定によりその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。
- ③ 措法第28条の2の2第1項に規定する対象資産につきその有する債務の免除を受けた日以後譲渡（所法第33条第1項の譲渡をいいます。）、相続、遺贈又は贈与があった場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第28条の2の2、震災特例法第11条の3の3

3 根拠条文

措法第28条の2の2、震災特例法第11条の3の2

改正後

個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年前旧措法」といいます。）第14条第1項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、平成29年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした旧措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「⑮」欄の分子には、旧措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合	… 「114」
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合	… 「120」
平成27年3月31日以前に取得した場合	… 「140」
 - ロ 耐用年数が35年未満である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合	… 「110」
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合	… 「114」
平成27年3月31日以前に取得した場合	… 「128」
- (10) 「⑯」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等

旧措法第14条、平成25年前旧措法第14条

改正前

個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第14条第1項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「25年旧措法」といいます。）第14条第1項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「⑮」欄の分子には、措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合	… 「114」
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合	… 「120」
平成27年3月31日以前に取得した場合	… 「140」
 - ロ 耐用年数が35年未満である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合	… 「110」
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合	… 「114」
平成27年3月31日以前に取得した場合	… 「128」
- (10) 「⑯」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等

措法第14条、25年旧措法第14条

改正後

改正前

個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】

個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける場合に使用します。
 なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この割増償却の適用はありません。この明細書は、この割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける場合に使用します。
 なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この割増償却の適用はありません。

この明細書は、この割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域で、東日本大震災復興特別区域法第7条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域を除きます。)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。
- (5) 「⑫」欄には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
- (7) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (8) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (9) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (10) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
- (11) 「⑱」欄には、震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。また、「㉑」欄には、「⑱」欄の戸数のうち、その床面積が50平方メートル以上のものの戸数を記載します。
- (12) 「㉒」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数及び取得等の時期の区分に応じ、次の表の割増償却率を記載します。

取得等の時期 法定耐用年数	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以後 平成31年3月31日以前	平成31年4月1日以後 平成33年3月31日以前
	35年未満	150	140
35年以上	170	156	128

- (13) 「㉓」欄には、「㉒」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。
 (注) 「㉓」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第11条の2、旧震災特例法第11条の2、平成29年改正震災特例法附則96、平成26年改正震災特例法令附則2

- (1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。
- (5) 「⑫」欄には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
- (7) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (8) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (9) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (10) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
- (11) 「⑱」欄には、震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。また、「㉑」欄には、「⑱」欄の戸数のうち、その床面積が50平方メートル以上のものの戸数を記載します。
- (12) 「㉒」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数が次のいずれかに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 ① 耐用年数が35年以上である場合・・・「170」
 ② 耐用年数が35年未満である場合・・・「150」

- (13) 「㉓」欄には、「㉒」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。
 (注) 「㉓」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第11条の2、平成26年改正震災特例法令附則第2条

改正後

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10の2」、「震法10の2の2」又は「震法10の2の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
(2) 「②」欄には、次により記載します。
イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。
(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数各別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となる。
税額控除率は以下のとおり。

復興産業集積区域において機械等を取得した場合
資産の種類 平成29年3月31日まで 平成29年4月1日～平成31年3月31日 平成31年4月1日～平成32年3月31日 平成32年4月1日～平成33年3月31日
(イ) 震災特例法第10の2⑤イに規定する機械及び装置 15/100
(ロ) 震災特例法第10の2⑤ロに規定する機械及び装置 15/100 10/100
(ハ) 震災特例法第10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ニ) 震災特例法第10の2⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100 6/100
(ホ) 震災特例法第10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100
(ヘ) 震災特例法第10の2⑤一ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100 6/100

企業立地促進区域及び避難解除区域において機械等を取得した場合
資産の種類 税額控除率
(ハ) 建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ト) ヘ以外 15/100

- (6) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額 (※1) × 事業所得の金額 / (1+ⅱ) (※2)
ⅰ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増収等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記計算の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

- (7) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑮」欄のBの金額を記載します。
(8) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑯」欄のBの金額を記載します。
(9) 「⑭」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- 2 提出先 納税地の所轄税務署長
3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3

改正前

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10の2」、「震法10の2の2」又は「震法10の2の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
(2) 「②」欄には、次により記載します。
イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。
(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数各別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となる。
税額控除率は以下のとおり。

復興産業集積区域において機械等を取得した場合
資産の種類 平成28年3月31日まで 平成28年4月1日～平成31年3月31日 平成31年4月1日～平成33年3月31日
(イ) 震災特例法第10の2⑤イに規定する機械及び装置 15/100 15/100 15/100
(ロ) 震災特例法第10の2⑤ロに規定する機械及び装置 15/100 15/100 10/100
(ハ) 震災特例法第10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100 8/100 8/100
(ニ) 震災特例法第10の2⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100 8/100 6/100
(ホ) 震災特例法第10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100 8/100 8/100

企業立地促進区域及び避難解除区域において機械等を取得した場合
資産の種類 税額控除率
(ハ) 建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ト) ヘ以外 15/100

- (6) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額 (※1) × 事業所得の金額 / (1+ⅱ) (※2)
ⅰ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増収等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記計算の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

- (7) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑮」欄のBの金額を記載します。
(8) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑯」欄のBの金額を記載します。
(9) 「⑭」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- 2 提出先 納税地の所轄税務署長
3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3

改正後

改正前

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . . .	所得 税額 の 特 別 控 除 額 計 算	税額控除限度額 ($(③ \times \text{控除率})$ 又は $(⑥ \times \frac{20}{100})$)	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③		本年税額基準額 ($⑧ \times \frac{20}{100}$)	⑨	
	福島県知事の認定又は確認を受けた日	④ 平 . . .		本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤		所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥		所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	

(平成 年分)

氏名 _____

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . . .	所得 税額 の 特 別 控 除 額 計 算	税額控除限度額 ($(③ \times \frac{10}{100})$ 又は $(⑥ \times \frac{20}{100})$)	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③		本年税額基準額 ($⑧ \times \frac{20}{100}$)	⑨	
	福島県知事の認定又は確認を受けた日	④ 平 . . .		本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤		所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥		所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	